

運 営 規 程

事 業 所 名	宅老所 おおせぎ別家
サービスの種類	地域密着型通所介護 飯田市総合事業

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人 おいなんよ が開設する指定通所介護事業所 宅老所 おおせぎ別家（以下「事業所」という。）が行う「指定通所介護サービス事業」と「飯田市総合事業」と合わせて（以下「事業」という。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 地域のだれもが要介護状態になったとしても、可能な限り住み慣れた居宅や、慣れ親しんだ地域において、その人が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援を行う。そのことで利用者の社会的孤立感による不安の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 地域福祉の向上のため、関係市町村及び地域保健・包括支援センター・医療関係や福祉サービス団体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名所等）

第3条

- （1） 名 称 宅老所 おおせぎ別家
- （2） 所在地 長野県飯田市大瀬木4463-1

（従業者の職種、員数）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種と員数は次の通りとする。

- （1） 管理者 1名 （常勤兼務）
- （2） 生活相談員 1名以上（常勤兼務）
- （3） 看護職員 2名以上（非常勤）
- （4） 介護職員 5名以上（常勤、非常勤）
- （5） 機能訓練指導員 2名 （兼務）

（従業員の職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業員の職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者は、事業所の管理全体及び従業員に運営基準を遵守させる指揮命令権を有し、

業務に対する適切な助言及び技術指導を行う。

- (2) 生活指導員は、通所介護の利用申し込みに係わる調整と他の従業員との協力で通所介護計画の作成を行う。
- (3) 看護職員は、要介護者等の心身の状態を判断し、その日のサービス内容を調整しながら、他の従業員とともにサービスを提供する。
- (4) 介護職員は、要介護者等の生活援助を中心としたサービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員は、要介護者等の残された生活能力を最大限に生かしながら、その維持と改善を計るために訓練と助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。
(但し、事業所の指定する日を除く。1月1日)
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
(送迎時間を除く。ただし、サービス計画に添った時間は除く)

(通所介護の単位及び定員)

第7条 一日の利用定員は、1単位14名とする。

(通所介護の内容及び利用料)

第8条 「指定通所介護サービス」と「飯田市総合事業」の内容及び利用料は次の通りとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 指定通所介護の内容 | 生活機能訓練・食事サービス・入浴サービス（適時に）送迎サービス・アクティビティ活動・健康チェック（血圧、体温、体重、その他必要と思われるもの）等。 |
| 利用料 | 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受理サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。 |
| (2) 飯田市総合事業の内容 | 生活機能訓練・食事サービス・入浴サービス（適時に）送迎サービス・アクティビティ活動・健康チェック（血圧、体温、体重、その他必要と思われるもの）等。 |
| 利用料 | ・利用回数等により異なる（利用料の1割～3割）
・通所型サービス料金（飯田市の定める額） |

(その他の費用)

第9条 前条のサービス内容以外に提供されるサービスの料金等は次の通りとする。

- (1) 利用者又は、その家族の希望により営業時間を超えてサービスをする場合は、介護保険利用料に提示してある料金の通りとする。

- (2) 食事の提供に要する費用は、おやつを含み1日600円を徴収する。
- (3) レクリエーション等にかかる材料費等は実費を徴収する。
- (4) オムツ代は使用した枚数の実費を徴収する。
- (5) その他、通所介護が提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、且つその利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用については、その実績を徴収する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は飯田市とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所の従業員は、通所介護サービス実施中に利用者の心身の状態が急変したり、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医と家族に連絡等の設置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの利用に当たっては、主治医の診断と日常生活上の留意事項や、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、火災、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者と火気・消防等についての責任者を定め、毎年春秋2回、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

（指定通所介護の利用契約）

第14条 事業所は、通所介護サービス提供の開始に当たり、利用者及び家族に対して利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要する事態を管理者が認める場合に当たっては、重要事項の説明を行い、利用契約の締結はサービス開始後でも差し支えないものとする。

第15条 事業所は、通所介護サービスで使用する施設及び備品等の清潔を保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理を十分に留意する。

- 2 事業所は、従業員に対して感染症等に関する基礎知識の習慣を努めるとともに、年1回以上の健康診断を行うものとする。

（秘密保持義務）

第16条 事業所の従業員は、義務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務があ

るものとする。

- 2 事業所の従業員は、義務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に明記し確認の上、書面で誓約する。

(サービス提供記録の記載)

第17条 事業所の従業員は、担当した利用者について提供したサービスの内容等を用紙に記載し保持する。

- 2 保存された個人の記録は、前条の秘密保持義務により利用者契約上で指定されたもの以外には公開してはならない。要請があった場合、利用者またはその家族と管理者の話し合いの上、公開の可否を決定する。
- 3 利用者の通所介護での様子は、所定の用紙にて家族に知らせる。また、家族からは家庭での様子や意見等も同用紙で返書してもらい情報の共有を図る。

(虐待防止)

第18条 利用者への虐待は人権侵害と認識し、高齢者虐待防止法に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するよう指針を策定し、全従業員は業務にあたる。

- 2 利用者への虐待に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ誠意を持って対処する。

- 2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対する通所介護のサービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 2 本事業の実施にあたり賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の資質の向上を図るために次の通り研修を実施し、業務態勢との内容を整備する。

- (1) 採用時研修 採用内定から1ヶ月間は研修期間とし、事業所が指定する学習計画に基づいて学習する。
- (2) 現任研修 「おいなんよ」が計画し主催する研修会を継続的に受講する。
- (3) 資格者研修 看護資格・介護視覚等を持つ従業員は、それぞれの職能・学術団体等に所属し、専門研修を継続的に受講する。

- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人

「おいなんよ」の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成24年 8月 1日から施行する

平成28年 4月 1日から一部改正

平成30年 4月 1日から一部改正

令和 6年 1月 1日から一部改正

令和 7年 5月 1日から一部改正

令和 8年10月 1日から一部改正